

1 いじめに対する考え

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) いじめに対する理解について

「どの学校でもどの子どもにも起こり得る」という危機感をもつ

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与える事があることを留意する必要がある。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

(3) いじめの認知についての考え方について

いじめの認知は、特定の職員で判断せず、いじめに関する法律、方針等に基づいて認知する。

(4) いじめに対する職員の基本姿勢について

「いじめを起こさせない児童の育成」を学校生活のあらゆる場面で行う

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という認識に立つ
- ・「どの学校でもどの子どもにも起こり得る」という危機感を持つ
- ・早期発見に努め、迅速に適切な対応をするとともに、被害者保護の視点を持つ
- ・組織的に対応し、保護者や地域、関係機関、教育委員会と適切な連携を図る
- ・いじめを許さない環境づくりを行う

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

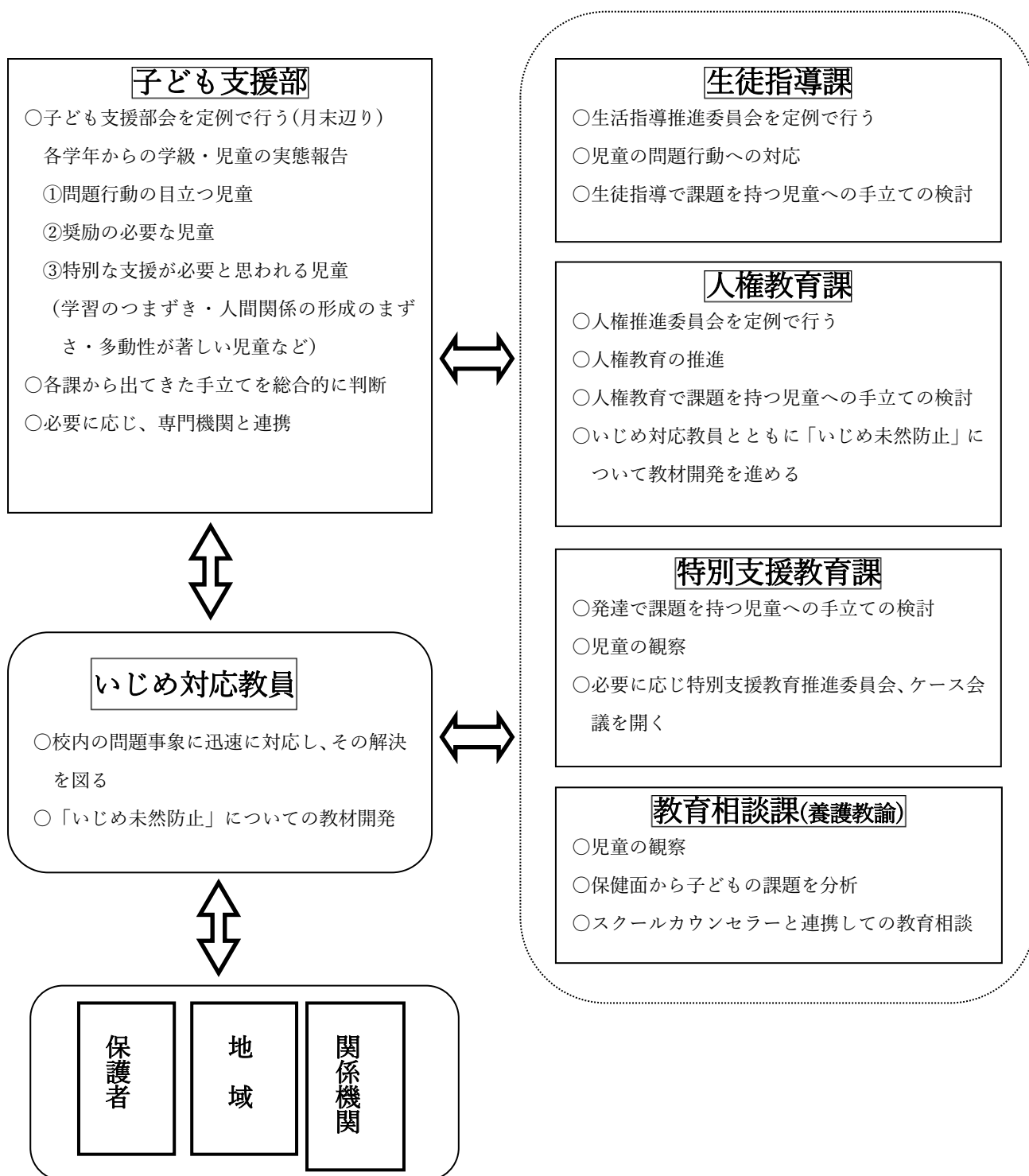
- ・子どもが安心して自分自身を表現し、受け止め合うことのできる学級づくりを目指す
- ・いじめ未然防止についての教材開発を行う
- ・道徳の授業などを活用し、いじめについて考える時間をもつ
- ・なかまの日を通して日々の生活を振り返り、なかまづくりを行う
- ・毎月、生活目標を設定し、自分たちの生活における課題を見つめ、学級集団として取り組む中で、子ども同士の連帯感や規範意識を高める
- ・職員全体で子どもを見つめ、日々の言動や友達関係について情報交換を行う
- ・地域の人との関わりを通して、様々な人から大切にされている実感をもたせる

(2) いじめの早期発見について

- ・月一回の子ども支援部会で、子どもの様子に関する情報を共有する
- ・職員が一人で悩まず、相談しやすい環境を作り、情報の共有を図る
- ・学期ごとに行ういじめアンケートを活用する
- ・教育相談を通しての子ども理解を深める
- ・県教育委員会及び市教育委員会への月例報告を行う
- ・電話やメール相談窓口等を周知する
- ・SC、地域や関係機関との連携を図る
- ・職員研修を実施し、いじめに関する知識や理解等の向上を図る

(3) 迅速な対応について

- ・いじめを受けた児童からの訴えがあった場合、直ちに児童の安全を確保し、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童に対し、徹底して守り抜くという意思を伝える
- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童からの聞き取りを行う
- ・いじめたとされる児童からの聞き取りを行う
- ・職員は一人で抱え込まず、情報共有をし、組織的に校内委員会で協議・対応する



(4) 特に配慮が必要な児童への対応について

- ・発達障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- ・言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電事故により避難している児童

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

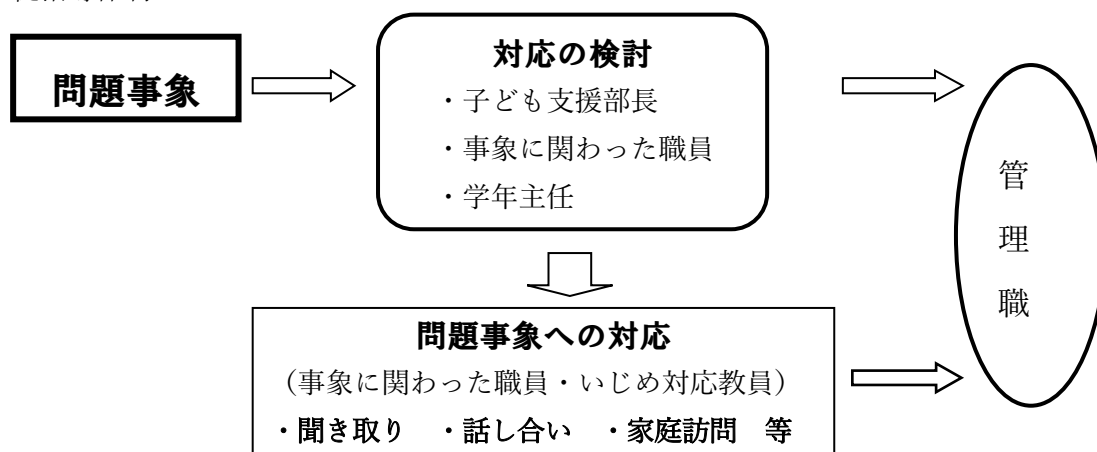
(5) 組織及び体制について

① いじめ対策校内委員会

- ・いじめ対応教員を中心として校内のいじめ問題に迅速に対応し、その解決を図る

(いじめ対応教員、担任、学年主任、生徒指導、養護教諭、管理職、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、人権推進、SC、関係職員で構成される)

② 生徒指導体制



③ 教育相談体制

- ・いじめによる不登校児童のケア
- ・ケース会議を開き、事象の改善、解決に向けた支援を協議する
- ・SCとの連携をとる
- ・校内研修（子どもの行動理解、特性など）

④ 外部機関及び地域との連携

- ・いじめを把握した場合、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、内容に応じて関係機関（警察、教育委員会、児童相談所、医療機関等）と適切に連携を図る

⑤ 校内研修

- ・いじめの問題に対し、正しい共通認識と適切な対処を行うため、職員間での共通理解を深める
- ・いじめ対応教員定例会などの研修に参加し得た情報を校内で周知する

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について（重大事態とは）

①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号に係る事態）

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

②「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③その他

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処の方法について

- ・いじめの事案が重大であると判断した時は、いじめに特化した校内委員会において、重大事態に関わる調査を行う
- ・重大事態発生時における情報発信や報道対応については、該当児童やその保護者のプライバシーを配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする

(3) 調査結果の提供及び報告について

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する
- ・通報してきた児童の人権や個人情報を守ることに留意する
- ・調査結果については、市長に報告する